

つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）Q&A（平成28年10月1日版）

※ このQ&Aは、これまでのご質問について、現時点でのつくばみらい市の考えを示すものです。国の通知等により修正や変更をする場合がありますのでご了承ください。

※ 平成28年10月1日以降のご質問については、備考欄に「新」、平成28年10月1日版発行時より回答内容が変更しているご質問については、備考欄に「改」と記載し、随時更新をしていきます。

No.	種別	質 問	回 答	備 考
1	区域外利用	①住所（住民票）はつくばみらい市にあるが、近隣区に所在する事業所の介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスの提供を受けている場合で、新総合事業への移行時に、引き続きサービスを利用する場合、手続きは不要でいいのか。	①お見込のとおり。みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及びます。したがって特段の手続きは不要となります。	
		②利用可能である場合、いつまでサービスを受けることができるのか。	②平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、平成30年3月末日まで総合事業による指定を受けている扱いとなります。	
2	区域外利用	住所地特例対象者が新総合事業のサービスを利用できるのか。	住所地特例対象者に対する新総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、つくばみらい市に施設がある住所地特例対象者については、つくばみらい市の総合事業のサービスを利用することができます。	
3	区域外利用	つくばみらい市以外の市町村の被保険者が、つくばみらい市内の事業所を利用している場合、どちらの自治体のサービスを利用すればいいのか。	住民票上の市町村のサービスを利用することになります。したがって、新総合事業への移行時においては、利用している被保険者の住民票上の市町村の指定（更新）が必要となります。	
4	区域外利用	住所（住民票）はつくばみらい市にある方が、つくばみらい市以外の事業所からサービスの提供を受けている場合、新総合事業への移行に伴い、つくばみらい市の事業所から、サービスを利用することになるのか。	住民票上の市町村が保険者となるため、引き続きつくばみらい市以外の事業所からサービスの提供を受ける場合は、つくばみらい市の基準に基づきサービスを提供することとなるため、つくばみらい市への指定（更新）が必要となります。	
5	加算	介護予防・生活支援サービス事業に係る単価については、1回あたりの単価に変更されたが、加算についても1回あたりで算定するのか。	加算については、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る加算と同様に1月あたりの算定となります。	

6	サービス	介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスA（一体型・単独型）との併用サービスを行うことは可能か。	可能です。ただし、通所介護、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAを併用してサービスを提供する場合、それぞれのサービス提供に係る事業所指定が必要となります。また、要支援認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）が重複してサービスを利用することも可能ですが、それぞれ区分支給限度額を設けておりますのでご注意ください。
7	届出	単位数に変更が生じた場合、指定事業所における変更届出書の提出は必要か。	必要ありません。
8	届出	平成27年3月31日までに指定を受けている事業所は、指定の申請は不要となっているが、事業所番号は変更となるのか。	介護予防通所介護相当サービス及び、介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合は、事業所番号に変更は生じません。なお、総合事業のみなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっています。みなし指定を受けた事業者で、平成30年4月1日以降も総合事業を継続する場合は、つくばみらい市に総合事業の指定の更新手続を行う必要があります。
9	契約書	利用者との契約について、総合事業が開始される平成29年4月1日時点で、新たに総合事業としての契約を結ぶ必要はあるか。	契約書に定める期間が終了または、利用者の認定更新後に総合事業としてサービスを提供する場合、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」等が改めて必要となります。この契約書の取り直しについては、利用者が総合事業を利用する時点で行います。
10	サービス	通所型サービスAの一体型と単独型の違いは何か。	通所型サービスA（一体型）は、通所介護事業所が、通所介護と介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAを一体的に提供することを想定しています。通所型サービスA（単独型）は、事業所やNPO等多様な主体が通所型サービスAのみを提供することを想定しています。一体型と単独型は、それぞれ指定基準を設けております。詳しくは事業所説明会資料（訪問介護事業者・通所介護事業者向け）をご参照ください。

11	サービス	介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの違いは何か。	いずれも要支援認定者または事業対象者(基本チェックリスト該当者)に対する通所サービスです。介護予防通所介護相当サービスは、主に介護予防通所介護を利用しており、継続して利用が必要な者や、通所型サービスAの利用が難しい者、あるいは適当ではない者を対象者として想定しています。
12	情報提供	基本チェックリストを受ける方への周知の方法について。	基本チェックリストを受ける方は、基本的に相談受付の窓口(介護福祉課または地域包括支援センター)にて説明を行います。詳細は、事業所説明会資料(居宅介護事業者向け)5ページをご確認ください。なお、基本チェックリストの様式等については、ホームページでの周知を予定しております。また、基本チェックリストの内容は厚生労働省が定めておりますので、項目や判定基準は厚生労働省のホームページ等で確認することもできます。
13	対象者	総合事業対象者数の推計について	総合事業の対象者は、つくばみらい市内に住所を有する65歳以上の高齢の内、支援1又は要支援2の認定を受けた者、及び国が示す基本チェックリスト25項目の事業対象者に該当した者とし、1464人(つくばみらい市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の見込量より)と推計をしています。
14	基本チェックリスト	サービスの利用は、基本チェックリストのみで判断をし、要介護認定は行わないのか。	必要なサービスを迅速に総合事業で利用できるよう本人の状況を確認するものとして用います。明らかに要介護認定が必要と判断された場合は、要介護認定の申請を案内します。
15	サービス	通所型サービスCについて。	通所型サービスC(短期集中予防サービス)は、状態改善の達成を目指す期限(原則3ヶ月程度)を明確に設定した上で、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するものです。つくばみらい市では、現行の二次予防事業の通所型介護予防事業が、総合事業の通所型サービスCへ移行するものと考えています。